

兵庫県立文化会館等 指定管理者 募集要項

令和5年7月
兵庫県 県民生活部

目 次

1 対象施設	1
2 施設の概要	1
3 指定管理者が行う業務	2
4 管理運営方針	3
5 業務及び施設運営の基準	4
6 指定期間	7
7 管理に要する経費	7
8 指定管理者と県の責任分担	10
9 応募資格・条件	11
10 提案を求める内容	12
11 申請の手続	16
12 応募に関する留意事項	18
13 選定方法、評価項目等	19
14 スケジュール（予定）	21
15 指定管理者の指定及び協定の締結	21
16 指定の取消等	23
17 その他	24
18 受付、問い合わせ窓口	25

はじめに

兵庫県では、兵庫県立嬉野台生涯教育センター、兵庫県立但馬文教府、兵庫県立西播磨文化会館及び兵庫県立淡路文化会館（以下、「文化会館等」という。）の管理業務について、より一層のサービスの向上と施設の活性化を目指すために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成 16 年条例第 2 号）第 2 条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 4 号）並びに兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例（昭和 54 年条例第 18 号）、兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例（昭和 38 年条例第 100 号）、兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和 45 年条例第 13 号）（以下、「施設の設管条例」という。）及び各施設管理に関する規則（以下、「管理規則」という。）の規程により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 対象施設

以下の 4 施設について、指定管理者を施設ごとに募集します。

- (1) 兵庫県立嬉野台生涯教育センター
- (2) 兵庫県立但馬文教府
- (3) 兵庫県立西播磨文化会館
- (4) 兵庫県立淡路文化会館

（※これ以降、本文中では施設名について、「兵庫県立」は、省略します。）

2 施設の概要

(1) 嬉野台生涯教育センター

①設置目的

- ・県民の自主的学習活動を促進し、あわせて県民の教養文化の高揚と健康の増進を図る。
- ・芸術文化、環境、消費生活、健康、福祉等の様々な分野にわたる生涯学習、地域づくり活動その他の活動であって、豊かな生活を創造するための県民による主体的な活動（生活創造活動）が行われる拠点。

②所 在 地 加東市下久米 1227-18

③開 設 昭和 54 年

④面 積 敷地面積 406,891.05 m²、延床面積 9,809.38 m²

(2) 但馬文教府

①設置目的

- ・青少年及び成人の教養を高め、並びに地域文化の向上及び地域スポーツの振興を図る。
- ・芸術文化、環境、消費生活、健康、福祉等の様々な分野にわたる生涯学習、地域づくり活動その他の活動であって、豊かな生活を創造するための県民による主体的な活動（生活創造活動）が行われる拠点。

②所 在 地 豊岡市妙楽寺 41-1

③開 設 昭和 38 年

④面 積 敷地面積 48,383.32 m²、延床面積 3,811.33 m²

(3) 西播磨文化会館

①設置目的

- ・青少年及び成人の教養を高め、並びに地域文化の向上及び地域スポーツの振興を図る。
- ・芸術文化、環境、消費生活、健康、福祉等の様々な分野にわたる生涯学習、地域づくり活動その他の活動であって、豊かな生活を創造するための県民による主体的な活動（生活創造活動）が行われる拠点。

②所 在 地 たつの市新宮町宮内 458-7

③開 設 昭和 50 年

④面 積 敷地面積 68,505.17 m²、延床面積 4679.11 m²

(4) 淡路文化会館

①設置目的

- ・青少年及び成人の教養を高め、並びに地域文化の向上及び地域スポーツの振興を図る。
- ・芸術文化、環境、消費生活、健康、福祉等の様々な分野にわたる生涯学習、地域づくり活動その他の活動であって、豊かな生活を創造するための県民による主体的な活動（生活創造活動）が行われる拠点。

②所 在 地 淡路市多賀 600

③開 設 昭和 47 年

④面 積 敷地面積 45,350.01 m²、延床面積 4,291.12 m²

※各施設の詳細に関しては【管理水準書】及び【資料集】で確認してください。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、施設の設管条例、管理規則の規程や設置目的を踏まえた以下の業務（指定管理業務）を行うこととします。

(1) 施設の管理運営に関する業務

貸館、利用許可、利用の指導、警備、安全巡視、事故防止及び事故・災害・緊急時の対応等

(2) 施設の維持管理に関する業務

建物・工作物・設備・植栽・財産・備品管理、清掃等

(3) 生活創造活動の推進

(4) 生涯学習の推進

(5) 野外活動及び体験活動等（嬉野台生涯教育センターにおける業務）

(6) 自主事業

4 管理運営方針

(1) 運営に当たっての基本的な心得

指定管理業務の実施に当たっては、各施設の設置目的、施設の設管条例、管理規則、下記(2)施設の維持管理方針及び(3)事業の基本方針を十分に理解し、施設の利用状況や運営状況等の現況を踏まえ、行政の代行としての基本姿勢に立ち、県民の信頼、地域や利用者のニーズに応え、利用者の満足度の向上や施設や地域の活性化につながり、各施設が地域の学び、活動、交流の拠点としての機能を高め、その役割を担えるよう、以下のことについて遵守し、適正な管理運営を行うとともに、県及び地元関係団体等とも連携し、必要な事業の展開を図っていくものとします。

- ①常に利用者の声を聴取するなど、利用者の多様なニーズを把握して、反映できるものは積極的に取り入れ、利用者の満足度を高め、施設の活性化につなげていくこと。
- ②来館者の増加及び施設の稼働率向上につながるよう効果的な貸館事業の実施や広報、営業活動の強化に取り組むこと。
- ③利用者に対して平等かつ公正な態度で運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利となる運営をしないこと。
- ④長年にわたり関係を築いてきた地元関係団体をはじめ、多くの地域団体・グループ、ボランティア等が施設の活動に参画できるようにすること。
- ⑤事故防止対策や危機管理体制及び防犯体制の整備等利用者が安全安心に施設を利用できる体制の確保や環境整備に取り組むこと。
- ⑥労働関係法規を遵守するとともに、内部通報体制を確保すること。
- ⑦業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしないこと。また、業務の範囲の個人情報については、個人の情報に関する法律及び個人の情報の保護に関する条例の規程を遵守すること。

(2) 施設の維持管理方針

施設の維持管理については、【管理水準書】を基に、施設の特性を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行うものとします。

建物や設備については、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、常に清潔に保ち、また、機能を正常に保持するために、適正な管理と保守点検を行うものとします。

(3) 事業の基本方針

事業の実施に当たっての基本方針は次のとおりです。

これらを通じて、施設の設置目的を達成するとともに、施設を活性化し、地域の学び、活動、交流の拠点としての機能を高め、その役割を担えるよう事業の展開を図っていくものとします。

なお、以下の①から④のいずれの実施についても、特定の団体や層に利用や参加が偏ることないように十分考慮し、より多くの県民が参加しやすい設定及びニーズを踏まえた魅力ある内容で実施することとします。

①生活創造活動の推進

県民の主体的な生活創造活動を支援するとともに、施設が地域の拠点としての役割を担い、その機能を高められる事業を行う。

②生涯学習の推進

県民が生涯にわたり学び、自らの生活の向上や地域での実践活動等につながる知識・技能の習得やスキルアップができるよう学習機会や交流、活動の場の提供、活動支援等の事業を行う。

実施に当たっては、講座、シンポジウム、展示会、相談会等の多様な様式で、多世代を対象とし、施設の設置目的（地域文化の向上、スポーツの振興等）を踏まえ、施設の特性を活かし、利用者や地域のニーズを踏まえた多彩な内容で、より多くの県民が受講できるようにする。

③嬉野台生涯教育センターにおける事業

設置目的を踏まえ、施設の特性を活かした野外活動及び体験活動の場の提供等の事業を実施する。

④自主事業

上記①から③以外にも各施設において、地域連携も含めた施設活性化や利用促進につながる事業を積極的に実施する。

5 業務及び施設運営の基準

(1)開館日時等

①休館日

12月29日から1月3日

ただし、嬉野台生涯教育センターは、12月30日から1月2日

②開館時間

9時から21時まで

③休館日及び開館時間の変更

県が必要があると認めるときは、休館日以外の日においても臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができます。また、開館時間についても、県が必要があると認めるときは、変更することができます。

なお、これらの権限は、指定管理者があらかじめ県に協議し、承認を得て行うものとします。

(2)関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した運営

指定管理者は、以下の法令等を遵守し、利用者の安全性及び快適性を考慮した運営を行わなければなりません。

①施設の設管条例及び管理規則、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例及び同条例施行規則、行政手続条例、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規

②労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

③消防法、水道法、建築基準法、電気事業法、環境関連法規ほか施設維持設備保守点検に関する法律及び条例

④公益通報者保護法

⑤公文書等の管理に関する条例

⑥情報公開条例、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例

⑦県民の参画と協働の推進に関する条例

- ⑧障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、青少年愛護条例、男女共同参画社会づくり条例等、施設の管理運営に関する法律及び条例
- ⑨暴力団排除条例及び同条例施行規則
- ⑩その他関係法規・通知・要領等

(3) 執行体制

指定管理者は、次の諸規程及び執行の体制を整備し、本要項「3 指定管理者が行う業務」を適切に執行するものとします。

①区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行わなければなりません。また、手持現金の取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

②施設、備品管理体制の確立

ア 施設、備品の管理について、現行の公有財産台帳及び備品一覧（【管理水準書】を参照してください。）を活用し、適正に管理しなければなりません。

イ 運営に必要な事務スペース、倉庫、備品等は無償で貸与します。

ウ 建物、工作物、設備、備品等のメンテナンス、修理は指定管理者が行うものとします。

エ 指定管理者が指定管理業務遂行上必要なものとして購入した備品は、県に帰属するものとします。

※ 備品：使用耐用期間が、概ね1年以上にわたり、かつ、購入価格等が10万円以上のもの、その他県が指定するものをいう。

③人員の配置

業務の遂行に当たっては、生活創造活動・生涯学習の推進に関する業務や施設の運営管理に関する業務について、相当の知識又は経験を有する複数の人員を従事させるものとします。

また、嬉野台生涯教育センターにおいては、施設の特性を活かした青少年等に対する野外活動及び体験活動、社会教育等指導者人材の育成、自然学校等の受け入れ、宿泊業務に関する相当の知識又は経験を有する必要な人員を従事させるものとします。

現行の職員配置状況は、【資料集】を参照してください。

(4) 守秘義務

指定管理者は、施設の運営を行うに当たり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしてはなりません。指定管理業務を行う期間が終了した後も同様とします。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月14日兵庫県条例第44号）の規程を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の保護のための必要な措置を講じなければなりません。

指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた

者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。また、個人情報の漏えい等の行為には、同条例に基づく罰則が適用される場合があります。

(6) 文書の管理

指定管理者は、公文書等の管理に関する条例の規程により、指定管理業務に係る文書の管理に関して、文書管理規程を定めるなど必要な措置を講じなければなりません。

(7) 情報の公開

指定管理者は、指定管理業務に係る文書等の情報公開については、県の承認を得て別途情報公開規程等を策定し、必要な措置を講じなければなりません。

(8) 行政手続の措置

指定管理者は、審査基準、標準処理期間及び処分基準を定め、これを公にする必要があります。

(9) 内部通報処理の仕組みの整備

指定管理者は、公益通報者保護法により、通報・相談窓口の設置、内部規程の整備を行う必要があります。

(10) 適正な労働条件の確保

指定管理者は、労働関係法規を遵守し、指定管理業務に従事する労働者の最低賃金額以上の賃金の支払をはじめ、適正な労働条件を確保するための必要な措置を講じなければなりません。

(11) 業務の委託

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができます。ただし、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

(12) 安全安心への取組

事故・災害・緊急時等に迅速に対応ができるように下記のマニュアル等を作成ください。

- ① 防災対策マニュアルを兵庫県担当部署の承認を得て策定ください。
(防災体制、連絡体制、職員行動計画、二次災害の防止など)
- ② 事故対策マニュアルを兵庫県担当部署の承認を得て策定ください。
(連絡体制、職員行動計画など)

(13) その他

- ① 県への報告
 - ・業務開始に先立ち、台帳との異同など、現状を報告してください。
 - ・毎月、来訪者数、有料施設等の利用状況を報告してください。
 - ・その他、必要に応じて、照会するものについて報告してください。

② 県等への損害賠償

県に損害を与えたときはその損害を賠償しなければなりません。

また、施設賠償責任保険、火災保険等必要な保険に加入してください。

③ 記録等の提出

管理及び事業の運営、物品、各種帳簿等について立ち入り検査や指導、監査の対象となる場合、帳簿書類その他の記録を提出してください。

④ 損害賠償保険への加入

下記と同等以上の損害賠償保険に加入してください。

【補償内容】

- ・対人賠償 1名につき1億円
1事故につき3億円
- ・対物賠償 1事故につき1千万円

6 指定期間

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで、とします。

ただし、この期間は兵庫県議会の議決により確定します。

なお、地方自治法第244条の2第11項の規程により、県が管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理事務の全部又は一部の停止を命じることができます。

7 管理に要する経費

(1) 指定管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）の考え方

① 指定管理料の算出

応募に当たっては、本要項「3 指定管理者が行う業務」の内容を、同「4 管理運営方針」及び同「5 業務及び施設運営の基準」に基づき、同「6 指定期間」の間、指定管理業務を実施するものとして、人件費、建物や設備の維持管理に要する経費、運営費、事業費、事務所経費、通信費、光熱水費、消耗品費、修繕費、委託費、租税公課など必要な経費を計上（本要項「10-(5)事業等に係る提案」の実施に必要な経費を含む）し、これより本要項「7-(3)利用料金制度」記載の利用料金収入を差し引いて指定管理料を算出の上、消費税込みの金額で提案してください。また、本要項「10-(5)⑤自主事業」に記載の自主事業の収益金を管理運営費に充てることもできます。

指定管理料の金額については、【資料集】に記載の各年度の基準額を上限とする範囲内で提案すること。年度ごとの基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意してください。

指定管理者に指定後、提案された指定管理料を上限として、会計年度（4月1日から3月31日）ごとに予算の範囲内で定めるものとします。

なお、必要に応じて指定管理料を算出した内訳資料等の提出を求めることがあります。

② 修繕費等の取扱い

修繕等に要する費用は、小規模修繕費・大規模修繕費から構成します。

ア 小規模修繕

1件 100万円未満の施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能

若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させる修繕を言い、指定管理料に含みますので、必要な金額を計上してください。

イ 大規模修繕

1件 100万円以上の修繕については、年度毎の変更が大きいため、指定管理料には含みません。

なお、必要となった場合は、県と協議の上、県が別に定める予算の範囲内で実施することとします。

③光熱水費、通信費等

指定管理者の負担として計上してください。

④ホームページ等の管理運営費

ホームページの維持管理費、プロバイダ契約料等については、指定管理者の負担として計上してください。また、公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi）の回線使用料についても指定管理者の負担として計上してください。

また、指定期間終了後にホームページデータ等の引継ぎが可能な仕様としてください。

⑤事務用品等

事務用品や消耗品は、指定管理者の負担として計上してください。

施設運営のための備品のほか、机、イス、ロッカー、電話等の事務用備品は県で設置します（【管理水準書】の「備品一覧」を参照してください）。

これ以外に必要とするコピー機・印刷機（リース）等の事務用備品は、指定管理者の負担で調達することとし、計上してください。

なお、【管理水準書】の「備品一覧」は予定であり、今後変更することがあります。

⑥公共施設予約システムの運用経費

令和5年度から、県の公共施設予約システムの運用を開始しており、各施設でも同システムを導入しています。現時点ではランニングコストについては、県が負担しますので、指定管理者の負担としての計上は不要です。

(2) 支払方法

①支払条件

本業務に関して、四半期ごとに指定管理者から提出される事業報告書等により、施設運営の実施状況を確認した後の出来高払いを原則としますが、必要に応じて四半期ごとの前金払いも可能です。

②専用口座

本業務にかかる経理については、金融機関に専用口座を設け、他とは別に管理を行ってください。

(3) 利用料金制度

各施設では、利用料金制度を導入しています。この制度では指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とします。

指定管理者は、施設の設管条例、管理規則に定める基準金額（【資料集】に条例及び規則を掲載しているので、参照してください。）に 0.5 を乗じて得た金額から、当該基準額に 1.5 を乗じて得た金額の範囲内の額で県の承認を受けて利用料

金の額を定めるものとします。現行基準額に基づき、県民サービスの向上に向けた施設運営を念頭に置き、利用料金収入見込額を提案してください。

なお、利用料金収入は、施設を県民の利用に供する年度の会計に属するものとします。

また、利用料金制度の詳細は、本要項「15 指定管理者の指定及び協定の締結」等に基づいて定めます。

利用料金の減免等については、施設の設管条例の規程に基づき、指定管理者は、県の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができます。

なお、減免による利用料金収入の減収分について、県は別途補填等を行いません。

【現行の減免等基準】

①障害者減免

ア 個人利用

- ・障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規程するもの（以下「障害者」という。）が利用する場合

減免率 50%

- ・その介護者（1 名に限る。以下同じ。）が利用する場合

減免率 100%

イ 団体利用

利用者の主たる構成員（利用者総数の過半数）が障害者及び介護者である団体が利用する場合

減免率 75 %

区分	減免率
障害者	50% 減免
介助者	100% 減免
障害者団体	75% 減免

②宿泊利用の場合（嬉野台生涯教育センターのみ）

条例内の施設利用料金表（備考欄の加算・減算後の額）の 100 分の 11.5 相当額を減免する。

③高齢者減免（但馬文教府・西播磨文化会館・淡路文化会館のみ）

70 歳以上の者が 体育館を個人で利用する場合 に、50% 減免

④利用料金の現行還付基準

ア 利用者の責に帰することができない理由により利用ができなくなつたとき。当該使用料の全額

イ 次に掲げる期日までに利用の取消しを申し出た場合において、やむを得ない理由があると認めるとき。

- ・利用の日の 7 日前までのとき。

当該使用料の全額

- ・利用の日の 3 日前までのとき。（アに該当する場合を除く。）

当該使用料の 2 分の 1 に相当する額

(4) 自主事業の実施

①事業内容

自主事業とは、指定管理業務以外で、指定管理者が県の承認を得て施設内において自らの責任で自主的に行う事業です。

なお、自主事業の内容の詳細は、本要項「10-(5)⑤自主事業」に記載しています。

②収益金

この自主事業の収益金を管理運営費に充てることもできます。その場合は、【様式集】<様式7>収支計画書の収入の部の「その他収入」欄に金額を記載して提案してください。

(5) その他

①指定管理料に過不足が生じた場合

会計年度終了時において、指定管理料に過不足が生じても精算はせず、年度協定で決定した額は変更しません。ただし、指定管理業務が年度当初の計画どおり実施されない場合は、指定管理料を減額します。

②事業所税

事業所税が課税される可能性がありますのでご留意ください。

8 指定管理者と県の責任分担

指定管理業務に係る県と指定管理者の責任分担は、以下に示す「責任分担表」のとおりとします。

なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない責任が生じた場合は、双方が協議の上、責任分担を決定するものとします。

<責任分担表>

項目		指定管理者	兵庫県
施設の維持管理・運営		○	
施設の法的整理	労働条件に関する法令の遵守	○	
	利用許可、許可の取消し	○	
	目的外使用許可		○
施設内設備、備品の維持管理		○	
周辺住民・利用者等からの苦情・要望等対応		○	(案件により対応)
施設の利用に当たって生じた事故・事件への対応		○	
施設の修繕	指定管理者の帰責事由に 基づかないもの	○	
	大規模修繕		○
	指定管理者の帰責事由に基づくもの	○	
不可抗力（県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加		(県への報告・ 応急対策)	
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク			○
テロ、暴動、感染症対策等、業務停止に伴う運営リスク		協議事項	
指定管理期間中における「公の施設」の増築に伴う増加費用や廃止・縮小に伴う損害・増加費用の負担		協議事項	

市場環境の変化(競合施設の増加、利用者数の減少等)		<input type="radio"/>	
物価・金利変動に伴う経費の増 ※社会情勢の変化に伴う原油価格高騰等の影響は別途協議		<input type="radio"/>	
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う経費の増			<input type="radio"/>
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		<input type="radio"/>
	指定管理者に影響を及ぼす変更	<input type="radio"/>	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		<input type="radio"/>
	上記以外の変更	<input type="radio"/>	
支払遅延	指定管理者の責に帰することのできない理由により、県からの経費の支払遅延によって生じた事由		<input type="radio"/>
	上記の場合以外	<input type="radio"/>	
書類の誤り	仕様書等、県が責任を持つ書類の誤りによるもの		<input type="radio"/>
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	<input type="radio"/>	
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	<input type="radio"/>	
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償		<input type="radio"/>
損害賠償保険(指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険)		<input type="radio"/>	
施設保険(火災・建物共済等)			<input type="radio"/>
事業終了時の費用(指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用)		<input type="radio"/>	

9 応募資格・条件

(1) 応募者の資格

以下の①から③までのすべてに適合することとします。

①法人又はその他法人格を有する団体(以下「法人等」という。)若しくはそのグループ

②応募施設の設置目的に即した管理運営業務を遂行する能力を有すること。

③法人等(グループを構成する法人等を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当する者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の規程に基づく更正又は再生手続きを開始している者

ウ 兵庫県から指名停止処分を受けている者

エ 県税、法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規程する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が「オ」に該当する場合

キ 法人であって、その役員のうちに「オ」「カ」のいずれかに該当する者がいる場合

- ク 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- ケ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が「オ」から「ク」までのいずれかに該当する者
- コ 指定管理候補者選定委員会委員及び公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係を有する者
- サ 兵庫県、他の自治体を問わず、指定管理者の指定の取消を受けた者
- シ 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第42条により改善命令を受けている者

（2）グループ応募の場合の条件

- ①複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帶して責任を負います。
- ②同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④代表となる法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人等については、業務遂行上支障がないと県が判断した場合に限り、変更を認めることができます。

10 提案を求める内容

施設の設置目的や本要項「4 管理運営方針」及び同「5 業務及び施設運営の基準」に記載の内容を踏まえ、以下の項目について、【様式集】指定の様式に基づき、それぞれの内容を具体的に記載してください。

（1）管理運営方針＜様式6＞

①管理運営業務の取組方針について

各施設は、県民の生活創造活動及び生涯学習の推進・活動支援により、地域の学び・交流・活動の拠点としての役割を担うことを目指します。

申請者は、応募施設の指定管理者を目指して応募する理由や指定期間である5年間で目指す施設の姿を示すとともに、施設で実施する生活創造活動及び生涯学習の推進等事業実施についての基本的な考え方、応募施設の管理運営全般についての基本的な考え方を示してください。

②申請者の強みを活かした取組方針について

施設を管理運営するに当たり、申請者の強み（新規性・独自性）を活かした管理運営全般の取組方針を具体的に示してください。

（2）質の高い管理運営体制＜様式6＞

①職員体制について

応募施設の運営を行っていく上での職員体制（施設での現場体制に加え、社内所管部署からの支援体制）等について、指揮命令系統がわかる組織図を各業務の配置人員とともに示してください。

また、標準的な1か月のローテーション（A4判、様式任意）を示すとともに、提案事項があれば記入してください。

②県、関係機関との連携体制について

県の指示等への対応、関係機関との連携体制について示してください。

また、施設の管理運営について評価、検討する有識者も含めた運営委員会を設置するなど、管理運営上の仕組みづくりについても示してください。

③安全対策、事故・災害発生等緊急時の対応について

利用者の事故防止や安全対策、建物や設備、備品等のメンテナンス、災害、設備・機器トラブル発生時等緊急時の対応策について示してください。

④個人情報保護、情報公開、苦情等対応、内部通報処理について

個人情報の保護、情報公開、利用者からの要望・苦情対応体制・内部通報処理の取扱いについての具体的な対応策を示してください。

(3) 県民サービスの向上に向けた取組<様式6>

応募施設における、県民サービス向上に向けた取組について、以下の項目に関する基本的な方針及び具体的な方法・内容、それにより期待される効果を示してください。

①施設の平等な利用の確保

②利用促進方策

③サービス向上

④利用者ニーズ（要望や満足度を含む）の把握と施設の管理運営への反映

⑤施設の有効利用（地域、関係施設・団体等との連携、県民、地域団体等との協働等）

(4) 費用対効果の観点等から、効率的な管理運営に向けた取組<様式7>

指定管理料は、本要項「7-(1)指定管理業務に係る経費の考え方」による算出を基に以下のことについて、示してください。

①指定管理者の行う業務について、令和6年度から令和10年度における各年度の主な収入・支出項目に区分した収支予算

②運営にかかる業務の収支予算について、令和6年度から令和10年度における各年度の積算内訳

(5) 施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項（事業等に係る提案）

【様式集】<様式6>で示した管理運営方針及びその体制等に基づき、以下の

①から⑤に掲げる項目について、応募施設で行う事業等に係る実施計画、運営手法の具体的な内容を提案してください。

加えて、利用者数の増加や稼働率向上につながるよう、魅力ある講座の企画や集客につながる施設の機能強化、広報、営業活動の強化が必要ですので、このことについても、提案があれば示してください。

なお、①から④の項目における、指定事業及び提案事業の定義は以下のとおりです。特に②から④については、それぞれ、別添資料1、2及び3に記載している、事業の提案に当たっての条件や、事業区分、事業の目的等を必ず確認の上、提案してください。

また、業務の一部について再委託を予定している場合は、その旨を記入してください。

事業区分	定義
指定事業	現在、指定管理施設において実施している事業のうち、次期指定管理者においても引き続き実施を求める事業であって、実施手段や手法について定めはないが、現行と同等の事業成果（イベントの開催回数や広報誌の発行等）を求める事業
提案事業	現在、指定管理施設において実施している事業のうち、現行事業の実施主旨や目的、対象者等を踏まえた上で、事業者の経験やノウハウを活かして、効果効率的に行う事業

①施設の活用（貸館業務）【指定事業】<様式8>

【管理水準書】に記載の貸館施設（有料・無料とも）の貸館業務を着実に実施するとともに利用者数や稼働率を向上させ、より多くの利用につながる施設の活用について、具体的な内容・手法を数値目標とともに示してください。

②生活創造活動の推進【指定事業及び提案事業】<様式8>

県民の主体的な生活創造活動を支援するとともに、施設が地域の生活創造活動拠点としての役割を担い、その機能を高めるために取り組む具体的な内容や事業、手法を示してください。

提案に当たって必要な条件等は、本要項巻末の【別添資料1】に掲載していますので、必ず確認してください。

③生涯学習の推進【指定事業及び提案事業】<様式8>

県民が生涯を通じて学び、その成果を自らの生活や地域づくり活動をはじめ、様々な活動で活かすことができるよう、学習機会や交流、活動の場の提供、活動支援等による生涯学習の推進について、具体的な年間計画・内容・手法を示してください。

提案に当たって必要な条件等は、本要項巻末の【別添資料2】に掲載していますので、必ず確認してください。

④嬉野台生涯教育センターにおける事業【指定事業及び提案事業】<様式8>

設置目的を踏まえ施設の特性を活かした以下の事業について、具体的な内容や事業、手法を示してください。

- ア 野外活動及び体験活動の場の提供
- イ 社会教育、学校教育に関する講座、社会教育に関する研修や指導者の育成
- ウ 自然学校等の受け入れ
- エ 宿泊、野外活動施設等の施設の管理運営、維持管理に関する業務

現在、当センターにおいて実施している野外活動及び体験活動等について、本要項巻末の【別添資料3】に掲載していますので、必ず確認してください。

⑤自主事業＜様式8＞

自主事業とは、指定管理者自らの企画により行う事業で、施設に親しみを持つてもらい、利用促進を図るために行う事業（料金を徴収しないイベント等を含む）や施設の設管条例、管理規則で定める使用料以外の料金を徴収したり売上金を得たりする事業を言い、県の承認を得て施設内において実施する事業です。

施設利用者や地域のニーズに応える、創意工夫を凝らした新しいサービスや事業の提案を求めます。

ア 利用促進事業

利用促進事業とは、施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進や利便性向上を目的として、指定管理業務の一環として実施する事業です。

事業内容については、【様式集】<様式8 ⑤ア 自主事業（利用促進事業）>に記載してください。

実施経費の全部又は一部に指定管理料又は利用料金収入を充当することができ、事業実施に伴う参加料等を徴収することもできます。

また、利用促進事業の収益金を施設管理費に充てることができます。その場合は、【様式集】<様式7 収支計画書>収入の「その他収入」欄に金額を記載して提案してください。

イ 収益事業

収益事業とは、指定管理業務以外で、指定管理者が自らの企画・責任で行う利用促進事業に該当しない事業を言います。

事業内容については、【様式集】<様式8 ⑤イ 自主事業（収益事業）>に記載してください。

この事業の収益金については、指定管理業務に係る経理とは別に管理することとします。

収益は施設管理費に充てることもできます。その場合は、【様式集】<様式7 収支計画書>収入の「その他収入」欄に金額を記載して提案してください。

なお、この事業は指定管理業務に含まれないため、事業を行うために、県が支払う指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることはできません。

（この事業を行う場合は、施設の目的外使用に当たり、財産管理規則に基づき、使用料及び手数料徴収条例の規程により使用料を徴収します。）

（6）申請団体の実績・専門性 <様式10>

①施設管理運営業務等の実績

申請団体が運営している生涯学習施設その他類似の指定管理施設を示すとともに、指定管理施設を運営する意図、考え方を示してください。

②人材育成方針等

指定管理施設への人材の採用・登用や指導育成の考え方、研修体制について示してください。また、労働関係法規の遵守に対する申請団体の方針について記載してください。

③社会的価値に関する取組

申請団体における障害者雇用の取組、環境問題への配慮、男女共同参画への取組等社会的価値に関する取組やその考え方について記載してください。

11 申請の手続

(1) 応募関係書類の配布

応募関係書類のうち、本要項は、県ホームページに掲載します。

また、【様式集】、【管理水準書】、【資料集】については、データを電子メールにて送付しますので、本要項「18 受付・問い合わせ窓口」記載のメールアドレス宛て、電子メールにて請求してください。

(送付を請求できる期間) 令和5年7月31日(月)から同年10月2日(月)まで

※土・日・祝日を除き、2日以内に送付がない場合は、電話にてお問い合わせください。

※以下の(2)現地説明会及び(3)質問受付期間にご留意願います。

(2) 現地説明会

各施設の現地説明会を以下の日時でいずれも現地にて開催します。

参加を希望する団体は、開催日の前々日(土・日・祝日を除く。)の16時(必着)までに、【様式集】<様式11>を本要項「18 受付・問い合わせ窓口」に記載のメールアドレス宛て電子メールにて送付してください。

①嬉野台生涯教育センター

令和5年8月18日(金)13時30分～

②但馬文教府

令和5年8月17日(木)13時30分～

③西播磨文化会館

令和5年8月21日(月)13時30分～

④淡路文化会館

令和5年8月22日(火)13時30分～

※現地では、応募関係書類(本要項、【様式集】、【管理水準書】、【資料集】)の配布は行いませんので、事前に入手願います。

(3) 質問事項の受付及び回答方法

①質問受付期間

令和5年8月22日(火)から8月29日(火)まで

②受付方法

【様式集】<様式12>1枚につき1問の質問事項を記入の上、本要項「18 受付・問い合わせ窓口」に記載のメールアドレス宛て電子メールにて送付してください。

※質問票には、必ず【様式集】、【運営水準書】、【資料集】送付時にお知らせする受付番号を記入してください。受付番号が無い質問にはお答えしません。

③質問に対する回答

質問に対する回答は、県ホームページへの掲載により行います。

(令和5年9月11日(月)まで掲載を予定)

(4) 応募書類の受付

応募書類の受付は、郵送又は持参で受け付けます。持参の場合は、以下の受付期間内に受付場所まで持参ください。

①受付期間

令和5年9月11日（月）から令和5年10月2日（月）（必着）まで
(土・日・祝日を除く。) 9時～12時及び13時～17時

※受付期間後の応募書類の変更及び追加は認めません。

②受付場所

本要項「18 受付・問い合わせ窓口」に記載の場所へ郵送又は持参ください。

(5) 応募書類

以下の表「応募書類一式」に示す書類を提出してください。

様式は、【様式集】によることとし、各様式について、制限枚数を超えたものについては、審査対象から除外しますのでご留意ください。

応募書類6（事業計画書、収支計画書、申請団体実績等、様式6～様式10）は、ワード等で作成し両面印刷としてください。

応募書類2、3、6については、必ず電子データも合わせて提出願います。電子データは、データをCD-R又はUSBメモリに収容するものとします。

応募書類一覧

	応募書類	様式・枚数制限	電子データ	提出部数	
				正	副
1	□指定管理者指定申請書	様式1：1枚	○	1	1
2	□法人等の概要1	様式2：1枚	○	1	1
3	□法人等の概要2（※グループ応募のみ）	様式3：1枚	○	1	1
4	□共同事業体協定書兼委任状 （※グループ応募の場合のみ）	様式4：1枚 (必要枚数)	○	1	1
5	□宣誓書	様式5：1枚	○	1	1
6	□<事業計画等> 管理運営方針・質の高い管理運営体制・ 県民サービスの向上に向けた取組	様式6：15枚 (項目ごとに規定有)	○	1	1
	□収支計画（R6～10）	様式7（必要枚数）	○	1	1
	□<事業に係る提案書> 施設活用（貸館業務）、生活創造活動の推進、 生涯学習の推進、嬉野台生涯教育センターにおける事業、自主事業	様式8：27枚	○	1	1
	□その他新たな提案（任意）	様式9：2枚	○	1	1
7	□<団体の実績等> 施設管理運営、人材育成方針、社会的価値に関する取組	様式10：6枚	○	1	1
	・法人等の定款、寄附行為、規約その他これら	任意	○	各1	各1

	に類する書類 ・役員氏名、住所及び略歴を記載した書類 ・法人等のパンフレット				
8	・応募書類を提出する日の属する事業年度の 法人等の事業計画書又はこれに類する書類 及び過去2か年の事業報告書	任意	○	各1	各1
9	・法人の登記簿謄本（原本1部） ・過去3年間の （1）県税に係る納税証明書（原本1部） （2）法人税、消費税及び地方消費税に係る 納税証明書 （3）貸借対照表（直近1年の貸借対照表に は法人確定申告に付随する借入金及び 支払利子の内訳書を添付すること。） （4）損益計算書 ※法人以外の団体は、（3）（4）の代わりに応 募書類を提出する日の属する事業年度の 収支予算書及び過去2年の収支決算書	任意	△	各1	各1

※1 応募1施設ごとに提出してください。

※2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。別紙を用いる場合もこれに準じてください。

※3 電子データはCD-R又はUSBメモリに納めて提出してください。

※4 様式6～10は、公平な審査のため応募者もしくはグループ名の表記は行わないでください。

12 応募に関する留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会選定委員、本件選定業務に従事する県職員その他の本件関係者に対する本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 追加資料の提出等

県が必要と認める場合には、追加資料の提出又はヒアリングの実施を求めることがあります。

(5) 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(7) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用することができるものとします。

(8) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

また、情報公開条例の規程に基づき、非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。

(9) 事業計画書記載に当たっての留意点

- ①できるだけ具体的に記載すること。
- ②指定管理者に指定された場合においても、提案された内容の実施については、再度県と協議が必要となります（様式に記載された内容で実施内容が確定するものではありません。）。

13 選定方法、評価項目等

(1) 選定の手順

- ①資格審査、申請内容の確認及び照会

応募書類提出後、県において資格審査を行います。また、書類内容については、県から確認、照会等を行う場合があります。

- ②選定委員会による審査

資格審査通過後、県が設置する選定委員会において、評価項目に基づき、総合的に審査します。

提案された指定管理料が一定額（【資料集】記載の基準額）以上の場合又は著しく実現性を欠くと認められる場合は審査対象から除かれます。

審査の結果は、審査終了後、速やかに通知します。

- ③指定管理者候補者の選定

選定委員会の審査結果を十分に尊重した上で、県で指定管理者の候補者及び次点候補者を選定します。県は、この結果を速やかに県ホームページで公表するとともに、応募者に通知します。

- ④公表

審査過程の透明性を確保するため、公表は指定管理者候補者名及びその他の申請者名、各申請者の評価項目ごとの得点及び選定理由及び選定委員会の名簿、議事要旨等についても公表します。

- ⑤指定管理者の指定

指定管理者の指定に係る議案について議会の議決を経た後、指定管理者の指定を行います。

指定については、県公報において告示するとともに、県ホームページにて公表します。

(2) 評価項目

指定管理者の審査は以下の基準に基づき、審査の項目ごとに評価し、総合的に

行います。

条例に規程する指定の基準	審査の項目	審査の視点	配点
1 公の施設の運営業務に関する計画が運営業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。	(1) 管理運営方針	① 公の施設としての設置目的への理解 ② 県の運営方針との整合性 ③ 申請団体の参加意欲、積極性	20
	(2) 質の高い管理運営体制	① 当該施設の管理運営体制（知識・経験を有する人員等の配置計画、日常の安全管理体制、文書管理体制等） ② 県の指示等への対応及び県・関係機関等との連携体制の確保 ③ 安全対策、事故・災害発生等緊急時の対応 ④ 個人情報の保護、利用者からの要望・苦情対応体制、内部通報処理に関する対応	20
	(3) 県民サービスの向上に向けた取組	① 施設の平等な利用の確保 ② 利用促進方策 ③ サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ④ 利用者ニーズの把握 ⑤ 施設の有効利用（地域、関係施設・団体等との連携、県民、地域団体等の協働等）	40
	(4) 費用対効果の観点等から、効率的な管理運営に向けた取組	① 施設の管理運営に係る所要経費額（指定管理料） ② 収支計画の適格性、実現の可能性（必要経費を収支計画に適切に反映） ③ 安全安心な施設として必要な維持管理（建物・設備・備品等）	30
	(5) 各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	① 施設の活用（貸館業務） ② 生涯学習、生活創造活動の推進による学び・交流・活動の拠点としての役割を担うために必要な事業、イベント等の実施 ③ 自主事業 ④ その他新たな提案	60
2 公の施設の運営業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。	(1) 管理運営体制	① 職員体制、採用計画等 ② 労働関係法規の遵守 ③ 人材の指導育成、研修体制	10
	(2) 経理的基礎	① 団体の経営状況、財務体质、事業実績 ② 財務諸表に対する適正なチェック体制・開示体制	10
	(3) 技術的能力	① 施設管理に係る技術的能力 ② 障害者の雇用状況、男女共同参画への取組、環境への配慮等社会的価値への取組等）	10
		合 計	200

14 スケジュール（予定）

募集要項等配布期間： 令和5年7月31日(月)～10月2日(月)
現地説明会 : 令和5年8月17日、18日、21日、22日（施設別開催）
質問事項の受付期間 : 令和5年8月22日(火)～8月29日(火)
質問の回答 : 令和5年9月11日(月)を目途に公表
応募書類受付期間 : 令和5年9月11日(月)～10月2日(月)
選定結果の公表、応募者への通知 : 令和5年11月
県議会での議決 : 令和5年12月
指定管理者の指定 : 令和5年12月
業務引継ぎ : 令和6年1～3月
協定の締結 : 令和6年3月下旬
管理の開始 : 令和6年4月1日

15 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定に係る議案について兵庫県議会の議決を経た後、指定管理者の指定を行います。指定管理者の指定については、優先交渉権者に協定の交渉の第1優先交渉権を付与したもので、令和6年3月31日までに合意に至らなかった場合は、次点交渉権者に交渉権が移行するものとします。

なお、兵庫県議会の議決が得られなかつた場合及び否決された場合においても、応募者が本件に関して支出した費用等については、一切補償しません。

(2) 協定事項

指定管理者の指定後、県の示す管理の基準及び申請書類に基づき、県と協議の上で指定管理者が行う具体的な業務内容を決定し、協定を締結します。（申請書に記載された内容どおりの実施を保障するものではありません。）

協定は、基本協定と年度協定に区分し、それぞれ、次の事項を規程するものとします。

① 基本協定

ア 総括的事項

協定の趣旨、指定管理者が行う業務、指定期間、事業計画、責任者及び必要な職員の配置に関する事項等

イ 業務の実施体制に関する事項

関係法令等の遵守、利用の事務を行わない日及び窓口受付時間等、業務履行における指定管理者の義務、県有財産及び県有物品の使用の承認又は貸付け、業務により取得した物品類の帰属、緊急時の対応等

ウ 業務の実施に関する事項

業務の水準の確保に関する事項（運営管理基準、事務処理要綱等）、備品の修繕に関する事項

エ 経費に関する事項

指定管理料の支払い方法、利用料金収入の取扱い、指定管理者の経理に関する事項、財産の管理、備品等の扱い等

- オ 指定管理者提案事業に関する事項
実施する事業に関する事項、実施計画に関する事項、実施条件等
- カ 業務の報告及び監督に関する事項
事業報告書の提出に関する事項、業務実施状況の確認に関する事項、業務の改善勧告、自己評価の実施等
- キ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
損害賠償に関する事項、第三者への賠償に関する事項、保険に関する事項、不可抗力発生時の対応に関する事項
- ク 指定の取消及び業務の停止に関する事項
指定の取消及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消等による損害賠償及び指定管理料の返還に関する事項等
- ケ 指定期間終了に伴う措置に関する事項
原状回復に関する事項、事務の引継ぎに関する事項、財産の処理に関する事項等
- コ 協定の実施に伴う細目的事項
- サ 報告書等の提出の具体的な時期等
- シ 全業務の第三者への包括委任の禁止に関する事項
- ス 文書の管理に関する事項
- セ 秘密の保持、個人情報の保護に関する事項
- ソ 情報の公開に関する事項
- タ 行政手続に関する事項
- チ 公益通報者保護に関する事項
- ツ 適正な労働条件の確保に関する事項
- テ 暴力団排除に関する事項
- ト その他必要な事項

帳簿の整理、再委託の禁止、重要事項等の変更の届出、協定の変更、疑義等の決定等

※ 指定管理者は、協定締結時までに協定に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保する旨及び自らが暴力団等に該当しない旨を記載した誓約書を、県に提出する必要があります。

※ 指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合、その契約金額が 200 万円を超えるときは、協定締結時までに、指定管理者は、その第三者から上記誓約書を徴収し、県へその写しを提出するものとします。

②年度協定

- ア 当該年度の指定管理料に関する事項
- イ 当該年度の実施業務の範囲等に関する事項
- ウ その他必要な事項

(3)協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、県はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ①正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
②財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。

- ③著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④応募資格を喪失したとき。
- ⑤誓約書を提出しないとき。

16 指定の取消等

(1) 管理の継続が困難になった場合等における措置

指定管理者は、管理の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は速やかに県に報告しなければなりません。

事業の継続が困難となった場合等における措置については、次のとおりとします。

- ①指定管理者の責めに帰すべき事由により管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができる。
- ②不可抗力その他、県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとする。

(2) 指定の取消及び業務の停止

県は、指定管理者が以下のいずれかに該当するときは、指定の取消又は業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

なお、この場合に、指定管理者に損害、損失及び増加費用が生じても、県はその賠償の責めを負いません。

- ①指定管理者が解散等により消滅したとき。
- ②指定管理者の財政状況が著しく悪化し、本業務の継続が困難であると認めるとき。
- ③指定管理者が関係法令又は本協定の条項に違反したと認めるとき。
- ④指定管理者が本業務を履行しないとき又は履行する見込みがないと認めるとき（上記(1)－①の場合において、指定管理者が期間内に改善できなかつた場合を含む。）。
- ⑤指定管理者に本業務の実施に際し、不正行為があったと認めるとき。
- ⑥暴力団員を業務統括者又は従業者としている場合若しくは暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し又は関与する等、これと交わりを持つ者をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有している場合に該当していることが判明する等、社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ⑦その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(3) 指定管理料の返還

県が指定の取消等を行ったときは、県は指定管理料の一部又は全部の返還を求めるることができます。その場合に納期日までに指定管理料を返還しなかつたときは、当該未納付金につき年度協定で定める割合で計算した遅延利息を納付しなければなりません。

(4) 履行延滞の場合の違約金

指定管理者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に協定内容を履行しないときは、指定管理者は違約金を県に支払わなければなりません。

17 その他

(1) 事業実施計画

指定管理者は、毎年事業開始前に以下の内容を記載した実施計画書を作成し、県の承認を得るものとします。

- ①管理執行体制
- ②業務計画
- ③自主事業計画
- ④本業務に係る当該年度の収支予算案
- ⑤その他県が必要と認める事項

(2) 事業報告

指定管理者は、毎月事業実施状況を県に報告するものとします。加えて会計年度終了後、30日以内に事業報告書及び決算報告書を作成し、提出するものとします。

また、県は、施設運営に適正を期するため、指定管理者の業務及び経理に関し、定期又は臨時に報告を求め、必要に応じてその管理する施設に立ち入って実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとします。

(3) モニタリング評価

県は、指定管理者による施設の管理運営が県の求める管理水準を満たし、適切な県民サービスが提供されているか等について以下の3種類の評価を多角的に実施します。評価結果は、県ホームページで公表します。

①指定管理者による自己評価

指定管理者は、県が定める「指定管理者制度導入施設の管理運営の評価に係るガイドライン」に基づき、事業報告書の作成・報告、利用者からの意見聴取及び満足度等の把握、苦情・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、毎年度、管理運営に関する自己評価を実施し、県に報告するものとします。

②県による実績評価

県は、指定管理業務の水準を確認するため、事業報告書や自己評価、実地調査の結果等に基づき、実績評価を行います。

実績評価の結果、指定管理業務が運営水準書や協定に定める基準を満たしていないと認められるときは、県は必要な改善措置を講じるよう指示し、それでも改善が見られない場合は指定管理料の引き下げ、又は指定を取り消すことができるものとします。

③外部の有識者による評価

県は、指定期間の最終年度の前年度に外部の有識者による外部評価を実施します。指定管理者の管理運営状況に関する評価を行い、指定期間の残存期間における

る改善点や次期公募に向けた検討課題の助言を行います。

(4) 疑義等についての協議

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(5) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消により、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、円滑に引継ぎを行わなければなりません。引継ぎは、県と新旧指定管理者の3者が十分に連携して行うものとし、県は進捗管理や必要に応じて立ち会いを行うものとします。引継ぎに当たって必要な経費は、指定管理者の負担とします。

また、施設の管理開始前に、現管理者が既に受け付けている令和6年4月1日以降の利用の予約及びそれに伴う利用料金（預かり金）については、新指定管理者が引き継ぐものとします。管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

(6) 職員の継続雇用について

指定管理者が、新たに職員を雇用する場合は、現指定管理者の下で管理運営業務に従事する職員のうち、継続雇用を希望する者の雇用に一定配慮してください。

(7) インボイス制度への対応について

指定管理施設においても、原則としてインボイス制度への対応が必要となります。インボイス制度についての問合せは国税庁インボイス制度コールセンター：0120-205-553（受付時間：9:00～17:00（土日祝除く））へお願いします。

18 受付・問い合わせ窓口

兵庫県県民生活部県民躍動課生涯学習班（担当：西川、清水）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県庁2号館11階

（TEL）078-362-3894

（E-Mail）kenminyakudou@pref.hyogo.lg.jp

【別添資料1】

生活創造活動の推進に係る事業の提案について

兵庫県立文化会館等指定管理者募集要項

10 提案を求める内容

(5) 施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項

②生活創造活動の推進

の提案に係る条件等の詳細については、以下のとおり。

[基本方針]

県民の主体的な生活創造活動を支援するとともに、施設が地域の拠点としての役割を担い、その機能を高められるようにする。

1 提案に係る条件

生活創造グループへの活動支援を以下の項目について実施すること

(1) グループ登録の推進

(2) 生活創造グループの活動支援

(例：活動促進、グループ企画事業・グループ交流事業、活動成果発表の機会提供、情報発信支援、マッチング支援、他地域や他施設活動グループとの協働等)

(3) 生活創造情報プラザの運営及び活用

(例：利用促進、機能充実等)

※生活創造グループの取扱いは【資料集】を、生活創造情報プラザについては【管理水準書】を参照のこと

2 各文化会館等での実施事業について

現在、各文化会館等において実施している、生活創造活動の推進に係る事業の概要、事業区分（指定、提案）等について、次のとおり提示する。

嬉野台生涯教育センターにおいて実施している生活創造活動の推進に係る事業

指定事業	提案事業	事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携団体等
○		生活創造活動グループ登録制度	生活創造活動に取り組むグループの活動支援とグループ間の相互交流を図る。	登録数：52 グループ（R5.7月時点）	—	—
○		生活創造活動グループの支援	生活創造活動グループの育成・支援、暮らしに関する情報の収集・提供及び相談を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活創造活動グループへの活動場所の提供 ・生活創造活動グループの実践活動への支援・助言 ・生涯学習に関する学習相談 ・生活創造プラザギャラリー展の開催（R4年度：年9回） 	—	—
○		生活創造応援隊（ボランティアスタッフ）との連携	地域密着型の生活創造活動に関する情報の収集、整理、発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 生活創造応援隊：20名（R5.4月時点） ※北播磨管内5市1町から委嘱（任期1年、再任可） ・応援隊の人材養成としてスキルアップ研修の実施（R4年度：広報誌作成のノウハウについて） ・生活創造しあわん「ぐぐっと！北播磨」の発行（年3回、各3,000部） 	—	—

但馬文教府において実施している生活創造活動の推進に係る事業

指定事業	提案事業	事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携団体等
○	生活創造活動グループ登録制度	生活創造活動グループの相互交流を図る。	生活創造活動に取り組むグループの活動支援とグループ間の相互交流を図る。	登録数：87 グループ（R5.7 月時点）	—	—
○	生活創造活動グループの支援	生活創造活動グループの育成・支援、暮らしにに関する情報の収集・提供及び相談を行う。	生活創造活動グループの育成・支援、暮らしにに関する情報の収集・提供及び相談を行う。	生活創造活動グループへの活動場所の提供	—	—
○	生活創造応援隊（ボランティアスタッフ）との連携	地域密着型の生活創造活動に関する情報の収集、整理、発信を行う。	生活創造応援隊（ボランティアスタッフ）との連携	生活創造応援隊：7名（R5.4 月時点） ※但馬文教府長が委嘱現在は、「みてやま市」（野菜や魚介類の販売）のみをサポートしている。	他施設では生活創造応援隊と連携し、生活創造しじんぶんを発行している。※但馬はH25年以降廃止	—

西播磨文化会館において実施している生活創造活動の推進に係る事業

指定事業 提案事業	事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携団体等
○	生活創造活動グループ登録制度	生活創造活動に取り組むグループの活動支援とグループ間の相互交流を図る。	登録数：127 グループ (R5. 7月時点)	—	—
○	生活創造活動グループの支援	生活創造活動グループの育成・支援、暮らしに関する情報の収集・提供及び相談を行う。	・生活創造活動グループへの活動場所の提供 ・グループ流会の開催 (年1回、18 グループ参加) ・生活創造活動特技指導者(チ匠)の登録と活用(9名登録) ・情報交流サロンの運営	—	—
○	生活創造応援隊(ボランティアスタッフ)との連携	地域密着型の生活創造活動に関する情報の収集、整理、発信を行う。	・生活創造応援隊：16名 (R5. 4月時点) ・生活創造しんぶんの発行 (年4回、各3,000部発行)	—	—

淡路文化会館において実施している生活創造活動の推進に係る事業

指定事業	提案事業	事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携団体等
○	生活創造活動グループ登録制度	生活創造活動グループの活動支援とグループ間の相互交流を図る。	生活創造活動に取り組むグループの活動支援とグループ間の相互交流を図る。	登録数：154 グループ (R5. 7月時点)	—	—
○	生活創造活動グループの支援	生活創造活動グループの育成・支援、暮らしにに関する情報の収集・提供及び相談を行う。	生活創造活動グループの育成・支援、暮らしにに関する情報の収集・提供及び相談を行う。	生活創造活動グループへの活動場所の提供	—	—
○	生活創造応援隊（ボランティアスタッフ）との連携	地域密着型の生活創造活動に関する情報の収集、整理、発信を行う。	地域密着型の生活創造活動に関する情報の収集、整理、発信を行う。	・生活創造応援隊：18 名 (R5. 4月時点) ・生活創造しんぶんの発行 (月1回、各3,500部発行)	—	—

生涯学習の推進に係る事業の提案について

兵庫県立文化会館等指定管理者募集要項

10 提案を求める内容

(5) 施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項

③ 生涯学習の推進

の提案に係る条件等の詳細については、以下のとおり。

[基本方針]

県民が生涯を通じて学び、その成果を自らの生活や地域づくり活動をはじめ、様々な活動で活かすことができるよう、学習機会や交流、活動の場の提供、活動支援等を行い、生涯学習を推進する。

[講座の開催回数・頻度]

少なくとも年間50回程度（概ね週1回）の講座を開催。

ただし、指定管理期間の初年度（令和6年度）について、上記回数の開催が困難な場合、県と協議の上、生涯学習講座の開催回数を低減できることとする。

1 高齢者対象講座の設定

年間50回程度の講座開催のうち、20回程度（2週に1回）は、高齢者を対象とした講座として設定し、下記の事項に留意の上実施すること。

[留意事項①：現高齢者大学受講生への配慮]

現在、各施設で実施している地域高齢者大学講座の受講生（4年制：現在の1年生が令和8年度まで在籍、2年制：現在の1年生が令和6年度まで在籍）については、現在の開講曜日・時間、受講料で卒業まで受講できるようにすること。

(参考)

文化会館等	高齢者大学名	開講曜日※1	受講料
嬉野台生涯教育センター	うれしの学園	[大学生・大学院生] 火曜日	12,500円 ※2
但馬文教府	みてやま学園	[大学生] 金曜日 [大学院生] 火曜日	
西播磨文化会館	ゆうゆう学園	[大学生] 金曜日 [大学院生] 木曜日	
淡路文化会館	いざなぎ学園	[大学生] 水曜日 [大学院生] 金曜日	

※1 講座は午前中に開催、午後はクラブ活動等を実施

※2 別途、学生自治会費・クラブ活動費等を適宜徴収

[留意事項②：講座設定について]

以下の条件に基づいて、講座を設定すること。

- ・1年で修了できる講座を以下のスキームで設定すること。
 - ・令和8年度までは、留意事項①の講座としても開講
 - ・4年修了で卒業（卒業以降も継続受講可とする）。
 - ・年度途中での入学、単発受講、途中休講・復学を設定
- ・より多くの高齢者が学べる講座となるよう、オンラインの活用など工夫して設定すること
- ・魅力ある講座となるよう、施設の特性や地域との連携、ニーズを踏まえた内容とともに、グループワークや活動発表の機会も取り入れ、毎年、講座の内容を変えるなど、継続して講座を充実できるように工夫すること。
- ・受講料は自由に設定できるが、現受講料と比して極端な引き上げとならないよう配慮すること。
- ・これまで高齢者大学で実施してきたクラブ活動、自治会活動、運動会や学園祭等の各種行事について、受講者ニーズを踏まえ実施すること。
- ・高齢者対象講座の単発受講は、高齢者以外でも受講できるようにすること。

(受講イメージ)

現受講生向けの高齢者講座としても実施

R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
・4年生 ・院2年生	・4年生 ・院2年生	4年生	4年生(R5入学)	R6年度期生 (4年目)
・3年生 ・院1年生	3年生	3年生(R5入学)	R6年度期生 (3年目)	R7年度期生 (3年目)
2年生	2年生(R5入学)	R6年度期生 (2年目)	R7年度期生 (2年目)	R8年度期生 (2年目)
1年生(R5入学)	R6年度期生 (1年目)※	R7年度期生 (1年目)※	R8年度期生 (1年目)※	R9年度期生 (1年目)※

■ : 現受講生 □ : R6～受講生

※単年での修了も可

卒業

2 生涯学習講座の設定

年間 50 回程度の講座開催のうち、30回程度は、施設が各地域の学び・活動・交流拠点として、幅広い世代の活用に供するよう、下記の条件に基づき生涯学習講座を設定すること。

[留意事項：講座設定について]

- ・地域の文化やスポーツの拠点等、各施設の条例や規則に規定された趣旨、目的、業務の内容を十分に踏まえ、講座を設定すること。
- ・地域住民や地場企業、関係施設等、地域の様々な主体との連携・協働により、地域の交流を促進するとともに、受講者の主体的な地域づくりに繋がる講座となるよう工夫すること。
- ・施設特性の活用やニーズを踏まえた内容に加え、フィールドワークやグループワーク、活動発表の機会も取り入れるなど、魅力ある講座となるよう工夫すること。
- ・講座、セミナーに限らず多人数が参加するイベント、シンポジウム、トークセッション、交流会のほか、少人数制での相談会、展示会、体験活動等、様々な講座の開催に向けて工夫すること。
- ・土日、夜間の開講やオンライン講座、一時保育付の講座等、より多くの県民が参加できるよう開催方法を工夫すること。
- ・多世代が、地域課題や地域づくりについて学び、自ら考える講座やシンポジウムの開催、地域リーダーやキーパーソンとなる人材育成につながる講座を設定すること（連続講座も可）。
- ・少なくとも年に1回は、地域の人が自由に参加でき、施設の活性化につながるフェスティバル等のイベントを、地域や関係団体等と連携して実施すること。

3 地域文化の向上・スポーツの振興を図るための事業

現在、各文化会館等において実施している、生涯学習の推進に係る事業の概要、事業区分（指定、提案）等について、次のとおり提示する。なお、提示している事業のうち、地域連携や地域交流、賑わい創出に係るイベントの開催等については、年間 50 回程度の講座に含めて実施することも可能とする。

嬉野合生涯教育センターにおいて実施している生涯学習の推進に係る事業

指定事業	提案事業	事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携団体等
	○	うれしのまる ごとギャラリー展	県民の発表の場をつくるだけでなく、センター利用者の学びやひとときのやすらぎの場となるよう開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 常設展示の実施 ①歴史コーナー②加古川舟運 期間展示の実施 年2回、作品部門は絵画・写真・書・木彫・陶芸等 	—	—
	○	うれしの春の エスティバル	施設開放イベントを実施することで、県民相互の交流促進を図るとともに、地域に開かれた施設づくりを行う。	<p>実施日：令和4年5月4日（水） 来場者数：約4,600名 参加団体数：42団体 景品提供協力団体数：38団体 協賛団体数：46団体 ※ステージ発表や体験コーナー、出展等を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> R6年度については、来年5月開催に向けて、前年度から準備をしているため、現指定管理者より業務を引き継いで開催すること。 実行委員会を立ち上げており、多数の参加団体・協賛団体・協力団体と調整する。 	<p>【実行委員会構成メンバー】 同窓会／学友会／東播磨文化団体連合会／高校職員／兵庫教育大学生／友の会／生活創造応援隊等</p>
	○	うれしの友の 会事務	センターと緊密な連携のもと、センターに集う人々をつなぎ、様々な楽しい体験や交流をしながら、参加者相互の交流を図る。	<ul style="list-style-type: none"> うれしの友の会の担当者を1名配置 事業の企画・立案、会計、涉外、資料作成等 各種会議やイベント運営の支援 	引き続き同様の支援を求める。 (参考資料) 資料集P72 参照	うれしの友の会

但馬文教府において実施している生涯学習の推進に係る事業（1／2）

指定事業	提案事業	事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携団体等
	○	地域学生との交流を目的とする。	豊岡短期大学との地域連携講座を実施 ・合同講義受講 ・豊岡短期大学学園祭への参加 (発表・出展)	・大学院生を対象に実施。(大学講座の一環) ・豊岡短期大学と連携協定を締結している。	・大学院1年生を対象に実施。(大学講座の一環) ・日高高校において「地域の高齢者との交流」という新カリキュラムが増え、依頼がきたことが始まり。	豊岡短期大学 県立日高高校看護科 1年生
	○	教育機関等との連携 看護実習の機会提供と 交流を目的とする。	日高高校看護科1年生との地域実践 講座を実施	歴史講演会を実施 実施日：令和4年11月18日（金）	・みてやま学園の地 域公開講座として 実施。 ・歴史講演会はR5年度 で第58回目を実施。	但馬史研究会
	○	但馬史への理解を深め、郷土愛を育むことを目的とする。				
	○	小・中学校 作文詩集 「但馬の子ども」	子どもたちが作文・詩の表現活動を通して、意欲的に自らの生活を見つめ、社会の形成者としての役割と但馬の任を自覚し、ふるさと但馬を拓く担い手となる資質を身につける支援をする。	応募期間： 令和4年9月1日（木） ～10月17日（月） 審査会：令和4年11月4日（金） 表彰式：令和4年12月3日（土） 作文・詩集の発刊：令和5年3月 応募数：159点	【令和4年度共催】 クリーン但馬10万人大作戦推進協議会／神戸新聞社／但馬小学校 会／但馬中学校長会／但馬小学校 教育研究会国語部会／但馬中学校 教育研究会国語部会／森はな記念 賞実行委員会 【令和4年度後援】 兵庫県教育委員会但馬教育事務所 ／但馬広域行政事務組合／但馬自治会	

但馬文教府において実施している生涯学習の推進に係る事業（2／2）

指定事業	提案事業	事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携団体等
○	科学する但馬の子ども作品展	豊かな但馬の自然環境の中で生活している児童生徒の科学する心の育成を支援する。	出品者名簿提出締切：令和4年9月7日（水）まで 審査会：令和4年9月12日（月） 作品展：令和4年9月16日（金）～9月25日（日） 表彰式：令和4年9月23日（金）・祝 研究集録の発刊：令和5年3月 応募数：210点	・出品者を募集し、審査・表彰すること。（作品は夏休みの課題となっている。） ・作品展を開催すること。 ・優秀作品集を発刊すること。 ・学校関係者等と連携すること。	但馬自治会／但馬小学校長会／但馬小学校教育研究会理科部会／但馬中学校教育研究会理科部会	【R4 共催】 【R5 後援】 但馬県民局／兵庫県教育委員会但馬教育事務所／但馬教育委員会連合会／但馬ふるさとづくり協会
○	親子フェスティン但馬文教府	幼児や子育てをする親等が遊び・体験等ができる親子イベントを開催し、家族間・地域間の交流を促進する。		実施日：令和4年7月9日（土） 来場者数：約500人 出展団体数：9団体	兵庫県教育委員会但馬教育事務所／各市町教育委員会（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）	【R4 後援】 【R4 協力】 JAXA 宇宙教育センターワーク

西播磨文化会館において実施している生涯学習の推進に係る事業（1／3）

指定事業 事業 事業名	提案事業 事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携団体等
○ 県立高校との連携	県立龍野北高校と高齢者大学の学生との相互コミュニケーションを図ることで、地域貢献を果たす人材育成を実施	・講座の受講とコミュニケーション学習 ・高校生による森づくり ・異世代交流	・高齢者大学のカリキュラムの一 つとして定着 ・西播磨県民局と県立龍野北高校との間に締結された協定に基づき実施	・県立龍野北高校	
○ 播州段文音頭大会 播州段文音頭教室		播州段文音頭の保存会が一堂に集まって交流する ことで、活動の活性化とともに、地域文化の振興 を図る。	【大会】 ・日時：令和4年8月27日(土) ・場所：西播磨文化会館 ・対象：西播磨文化協会連絡協議会(西文連)加盟の播州段文音頭保存会、教室受講者 ・人数：120名 ・参加費：保存会ごとに5,000円 【教室】 ・回数：年間9回 ・場所：西播磨文化会館 ・人数：のべ165名	西文連 西文連主催事業 西播磨県民局	
○	ふるさとの心 をうたう西播磨音楽祭	中、西播磨地域の音楽団体を育成し、芸術文化活動の工場を図るために、合唱発表の場と交流の機会を提供する。	・日時：令和4年12月4日(日) ・場所：山崎文化会館 ホール ・参加団体：中、西播磨地域の合唱グループ14団体 ・参加人数：222名 ・参加費：団体3,000円 個人100円	西播磨地区各市町持ち回りで開催	—

西播磨文化会館において実施している生涯学習の推進に係る事業（2／3）

指定事業 事業 提案 事業 名	事業 名	事業の目的	実績	留意事項	連携 団体等
○ 西播磨ふるさと写真展	カメラマンの作品を通じ、ふるさとの中・西播磨を見つめ、そこに生きる人、歴史、文化、そしてそれらを育んだ自然の偉大さを感じる中で明日の中・西播磨を考える契機とする。	・カメラマンの作品を通じ、ふるさとの中・西播磨を見つめ、そこに生きる人、歴史、文化、そしてそれらを育んだ自然の偉大さを感じる中で明日の中・西播磨を考える契機とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：令和4年7月1日(金)～7月31日(日) ・予備審査：令和4年8月3日(水) ・本審査：令和4年8月5日(金) ・応募数：273点(78名) ・表彰式：令和4年9月3日(土) ・展示期間：令和4年9月3日(土)～9日(金) ・場所：西播磨文化会館 美術展示室 	西播磨地域 7カ所程度 で巡回展を 実施	—
○ 西播磨短歌祭	中・西播磨地域の短歌の愛好者の作品を公募し、入選者を表彰するとともに、講師を囲んで作品の鑑賞を行うなかで、互いの交流と創作意欲の高揚を図る。	中・西播磨地域の短歌の愛好者の作品を公募し、入選者を表彰するとともに、講師を囲んで作品の鑑賞を行うなかで、互いの交流と創作意欲の高揚を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：令和4年7月1日(金)～9月8日(木) ・出詠数：779首(719名) ・出詠料：1首1,000円(学生の部は無料) ・短歌祭：令和4年10月29日(土) ・場所：西播磨文化会館 ・参加費：無料 	—	—
○ 西播磨俳句祭	中・西播磨地域の俳句の愛好者の作品を公募し、入選者を表彰するとともに、講師を囲んで作品の鑑賞を行うなかで、互いの交流と創作意欲の高揚を図る。	中・西播磨地域の俳句の愛好者の作品を公募し、入選者を表彰するとともに、講師を囲んで作品の鑑賞を行うなかで、互いの交流と創作意欲の高揚を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間： 【一般】令和4年7月1日(金)～8月23日(火) 【学生】令和4年7月1日(金)～9月8日(木) ・出句数：1,650句(1,049名) ・投句料：3句1口1,000円(学生の部は無料) ・俳句祭：令和4年10月22日(土) ・場所：西播磨文化会館 ・参加費：1,000円(当日投句料) 	—	—

西播磨文化会館において実施している生涯学習の推進に係る事業（3／3）

指定事業 事業 提案 事業 事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携 団体等
○ 西播磨ふるさと文化祭	子どもから高齢者まで参加できるように、生活創造グループ、地域団体、高齢者大学生、地元高校生などが参加して展示・出店・発表等を行うとともに、体験学習（伝承文化体験、芸術表現体験等）ができる地域イベントを開催する。	— 県民局委託事業	—	—
○ 播磨「歴史・地域学」講座	中・西播磨地域の歴史・文化・風俗などの学習を通じて、ふるさとへの愛着・地域活性化の機運の醸成・ふるさと創生づくりに資する講座を開催する。また、地域の歴史・文化関連図書コーナーを設け、来館者の閲覧に供する。	— 県民局委託事業	—	—
○ ゆうゆうチャンネルの配信	インターネットを活用して、自宅に居ながらにして学べる機会を提供するため、伝統文化をはじめとする生涯学習講座の配信を行う。	— —	現在配信中の学習コンテンツは、当面（少なくとも3年程度）消去しないことが望ましい。	—

淡路文化会館において実施している生涯学習の推進に係る事業

指定事業 事業 事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携団体等
○ 国生みの島元気っ子フェスティバル	淡路地域で活動する団体による子どもの健全育成を目的としたプログラムを出展していただき、こころ豊かで健やかな子どもたちの育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・日時：令和4年10月2日(日) ・場所：淡路文化会館 ・入場料：無料 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> ・淡路県民局 ・淡路青少年本部
○ 日本画セミナー	日本画の創作技術の習得と鑑賞眼を養うことを目的とした講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・回数：年間10回 ・講座日：木曜日 ・受講生：初級コース17名 中級コース14名 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね受講料収入の範囲で実施可能 ・受講生の大半がリピーターのため、休日開催等工夫の上、継続実施が十分可能 	<ul style="list-style-type: none"> —
○ 洋画セミナー	洋画の創作技術の習得と鑑賞眼を養うとともに、芸術に親しむ心を培うことを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・回数：年間10回 ・講座日：土曜日 ・受講生：36名 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料収入の範囲で実施可能 ・受講生の大半がリピーターのため、継続実施が十分可能 	<ul style="list-style-type: none"> —
○ 文化・教養・スポーツに関する入門講座	文化・教養・スポーツ等に関する入門講座を開催し、地域住民に文化活動等に親しんでいただく機会を提供する。			<ul style="list-style-type: none"> —

【別添資料3】

嬉野台生涯教育センターにおいて実施している野外活動及び体験活動等（1／3）

指定事業	提案事業	事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携団体等
		冒険活動を通じて、信頼感や協調性を高める「チームづくり」の機会を提供する。	R4年度受入実績：44校、3,986名（小学校～大学）	<p>“北播磨地域ふれあい事業” •HAP施設の無料開放教育関係者の学びの場の提供 ①うれしの地域ふれあいDAY 令和4年5月4日（水・祝）参加者数：100名 （うれし春のフェスティバルにおいて、ハイレメント体験会として実施） ②うれしのふれあい HAP アカデミーⅠ・Ⅱ 令和4年6月11日（土）参加者数：6名 令和4年8月1日（月）参加者数：11名 （教育関係者向けのHAP研修会を実施） ③うれしのふれあい、アカデミー出前講座 令和4年6月2日（木）参加者数：19名 令和4年11月2日（水）参加者数：13名 （依頼元へ出向き、HAPを体験しながら学ぶ体験型研修会を実施） ④指導者養成アカデミー嬉野塾 令和4年12月11日（日）参加者数：8名 （HAP講師同士の学び合いの場を提供）</p> <p>ひようご冒険教育に携わる指導者の研修会や新規養成講習会を開催し、指導者等の資質向上や新規養成を図る。また、教員や学生を対象にHAPの考え方や活動を教育現場に還元する。</p> <p>○ ひようご冒険教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> •HAPはPA（プロジェクトアドベンチャー）の手法を用いているため、PAJ（プロジェクトアドベンチャージャパン）と連携すること。 •ハイエレメント体験活動時に安全確保のためHAPのグループ数のファシリテーター（HAP指導員）と、高所レスキュー等の作業ができる講師1名を常駐させること。 •既に令和6年度当初のHAP申し込み有。 	PAJ（プロジェクトアドベンチャージャパン）
				<p>“HAP ファシリテーター養成講習会を実施 •PAJから講師を招致し、HAP講師の養成研修を実施 令和5年2月17日（金）～19日（日）参加者数：5名”</p> <p>“HAP 登録講師研修会を実施 •HAP指導者の基本技術の確認と安全管理を行 う、資質向上研修の実施 令和5年2月25日（土）、令和5年2月28日（火） 参加者数：43名”</p>		

嬉野台生涯教育センターにおいて実施している野外活動及び体験活動等（2／3）

指定事業	提案事業	事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携団体等
		野外活動指導者養成講座の実施	①令和4年7月2日（土） ・テーマ：野外活動でのアース・エイト 参加者数：15名 ・テーマ：初めてのキャンプファイヤー [○] 参加者数：25名 ②令和4年12月18日（日） ・テーマ：発達障害について基礎的な知識の習得 参加者数：19名	“・左記一連の事業を兵庫教育大学と連携・協議の上、実施すること。 ・ユースセミナーには、現指定管理者が実施している、「令和5年等に記載された子供の趣旨を十分に理解した上で、同様の子供も向けキヤンプを実施すること。 ※詳細については、資料集P61～71を参照するのこと。 ・上記「ユースセミナー」の実施にあたっては、同セミナーが兵庫教育大学の教育実習下記の場所で実施すること。 ①兵庫教育担当者（教員経験者が望む方法）を置き、プログラム内容、セミナーを実施日程等について、十分に調整を行うこと。 ②兵庫教育大学から教育実習生として参加する大学生約180名を、各コースにおける指導補助者として配置できること。	”・兵庫教育大学 ・NP0法人生涯学習サポート兵庫（ユースセミナーコース内容協力）”	
		青少年の体験活動、 野外活動に関する基本的な理論と実技を修得する教育実習を実施・支援するとともに、「うれしの台ユースセミナー」におけるリーダーとして活用することにより学びと実践の一体化を行う。	フレンドシップ実習の実施 ①事前指導研修会（1泊2日） 令和4年6月24日（金）～ 25日（土）参加者数：177人 ②実技実習（ユースセミナーにリーダーとして参加）	うれしの台ユースセミナーの実施 ・令和4年7月25日（月）～ 令和4年8月4日（木）；4コース ・令和4年8月9日（火）～ 令和4年8月16日（金）；3コース ・令和4年8月19日（金）；2コース ・令和4年12月25日（日）～ 令和4年12月27日（火）；3コース	体験活動を通じて、子どもたちに感動や達成感、充実感を感じさせて、「たくましいひょうごつ子」を育成する機会を提供する。	

嬉野台生涯教育センターにおいて実施している野外活動及び体験活動等（3／3）

指定事業	提案事業	事業名	事業の目的	実績	留意事項	連携団体等
○		自然学校の受入	児童にとって「主体性」と「感動体験」が柱となる自然学校となるよう、安全面・衛生面等に配慮したプログラムづくりをサポートする。	R4年度受入実績：27校（生徒2,227名） ・毎年5～11月頃に受入を実施 ・下見対応、プログラムの説明、機材の貸出等	—	—
○	全県野外活動フーラム		県内の野外活動にかかわる団体、機関、指導者及び教職員等の関係者が一堂に会し、活動内容や専門性について情報交換を行い、これからの方々活動指導者に必要な資質や在り方についての研修を行うとともに、全県の野外活動に係るネットワークの構築を図る。	実施日：令和4年12月17日（土） 参加数：16名（参加者募集形式） テーマ「未来を切り拓く野外活動」 アクティビティ体験、バズセッション等	応募者の判断で実施の可否を決定すること。	【R4 後援】 公益財団法人兵庫県青少年本部／兵庫県青少年団体連絡協議会 【R4 協力】 一般財団法人野外活動協会／兵庫県キヤンプ協会
○	DAYキャンプ		日常生活では体験できないような野外での活動を通じて、親子でのふれあいやコミュニケーションの機会を提供する。	①令和4年10月22日（土）HAP・カヌー体験コース 参加者数：13組26名（定員：14組28名） ②令和5年1月21日（土）親子で防災コース 参加者数：4組8名（定員：15組30名）	—	—